

新年度スタート!! 商工新聞読者と会員を増やしましょう!!

名古屋北部民商ニュース

2017年4月24日(月)発行

No.230

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

新入会員も誘って支部総会の成功を

守山東支部、守山西支部 役員会を毎月開催

守山東支部と守山西支部では、この間、支部役員会を毎月開催し、拡大や要求相談で大きな変化が生まれています。

守山東支部では、三浦さんの自宅で、毎月第二水曜日に定期開催。昨年中に、民商会員外で4名が税務調査を受け、その後、民商に入会し、毎月の役員会でも、調査対象者本人も参加し、対策会議も開いてきました。

3月15日を過ぎても、調査が終わらず「どうなってしまうんだろう」と不安を抱えながら、役員や事務局とも相談し、毎回、元気になって

帰っていきます。

調査対象者のNさんは「私一人では、税務署に抗議に行つて、頑張つたり、3・13の集団申告に参加したりすることはなかったと思います。いつでも、民商のことはまわりの業者にも宣伝して「すよ」と話し、息子を民商に入会させたり、外注さんにも「ぜひ、民商へ」と声をかけています。

3月にパソコン会計の相談に来た会員が「うちの外注で、申告が必要なので、民商

に入会させたい」と紹介がありました。

4月の役員会では、三浦さんから「元会員のTさんの息子が『民商に入りたい』って、言つてたよ」とうれしい報告があり、Tさんが翌日、民商事務所に来所し、入会。二ヶ月連続の会員拡大となりました。

昨年13名の参加で成功した支部総会も、今年は新しい仲間も迎えており「20名以上でやりたいね」と大きく夢が膨らんでいます。

支部総会に参加を!!

6月17日(土)の第6回名古屋北部民商定期総会に向けて、7支部すべてで支部総会が予定されています。日程と会場を確認の上、ぜひ、ご参加ください。



中小企業法務プラス!ワンポイント ～ 遺言書に関わるよもやま話 ② ～

2 自筆遺言書作成上の注意

どうしても自筆遺言書を作りたいという方は、次のことに注意してください。

- ① 必ず全文自筆で書くこと 代筆やパソコン入力ダメ!
- ② 日付を忘れない

遺言書が複数あった場合、最後の日付のものが有効になりますので、前後関係を明らかにする上でも、日付の記載は絶対条件です。

- ③ 最後に署名押印を忘れない

押印は実印に限らずいわゆる認印でも構いません。

押印に関して、閣僚などが使う「花押」というものがあり、これが押印として認められるかが争われた事件がありました。最高裁は「花押」は押印に当たらず、として遺言書の効力を否定していますので、あまり変わったことを試みないようにしましょう。

2017年4月 弁護士 伊藤勤也(名古屋北法律事務所)

商工新聞の発行予定

大型連休の印刷・輸送事情により下記のとおり変更となります。

- 5月1日号は「休刊」となります。
- 5月8日号は、4月26日(水)に民商事務所に到着予定です。
- 5月15日号は通常通り、5月9日(水)に民商事務所に到着予定です。

★5月1日(月)は、「メーデー」参加のため民商事務所は留守になります。

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。

会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!